

伊藤 正信 議員

無所属クラブ

今日の農業実態と 今後の施策について

問

(1) 21年に農地制度、農地法の改正が行われ、5年が経過したが、米価の下落する中、本当にこの制度が生かされてきたのか。

(2) 本市の農地利用集積円滑化事業の実態について、認定農業者の①件数、②経営面積、③農業所得、④労働時間は。
(3) 農協、一般企業の農業経営の参入の状況は。
(4) 耕作放棄地への対策及び現状は。
(5) 耕作放棄地が増加していることについて新たな対策を取るべきでは。

農地の総量規制と農地転用の 弾力的な運用が必要と考える

答 市長

(1) 4月から始まった農地中間管理機構制度をどのように地主、農業従事者に理解をいただくかが非常に大きな課題であろう。

この制度を進めながら、農地の総量規制を一度しっかりと考えていかなければならない。それと同時に、都道府県または市町村単位で、適正な農業面積を検討することが必要と考える。また、農地制度の改正も

検討しなければならない。国に求めるのはもう少し地域の実態に合わせた改正であろう。農地の転用許可ももう少し弾力的な運用をしていくべきと考える。

農地の総量規制と農地転用の権限の移譲ということをしつかりと国会の中で議論していただきたい。

答 開発部長

(2) 26年11月28日現在で、
① 86件。

② 自己所有地が135ヘクタール、借入地が483ヘクタール、合計618ヘクタール。

③ 平均所得は725万円。

④ 平均労働時間は1人当たり2千102時間。

(3) 21年に改正された農地法では、一般法人も貸し借りについて解除できる旨の条件がつけば、農地を借りて農業経営に参入できることになった。

現在、本市においては、農協や一般企業による農業経営への参入はない。

(4) 毎年1回、9月から10月にかけて、農業委員によ

る市内全域の農地パトロールを行い、農地の利用状況調査を実施している。その結果、農地を適正に利用していない場合は、改善や正の指導通知を土地所有者に対して送付している。また、草生えなどが放置されたまま農地を適正に利用されていない状況もあり、年々増加傾向であるが、農業委員会から指導及び是正してもらうよう要望していきたい。

答 市長

現状は、草生え地として、23年度は32カ所・5万98㎡。24年度は65カ所・6万4千225㎡。25年度は104カ所・10万139㎡。26年度は102カ所・11万6千884㎡。

(5) 現行の対応では改善されない場合の新たな対応について、今後、議会や農業委員会も含めて協議をしていかなければならない。

健康フェスタの開催地を 地域順にしてみてもどうか

問

健康フェスタについて、ここ数年、十四山地区で開催されているが、地域順に巡回をして開催を求めたいという意見もあるが、今後の開催方針について尋ねる。

今後も現会場で 開催していきたい

答 民生部長

合併後の新市の一体感を増すために、春まつりは総合社会教育センター及び文化広場、秋の健康フェスタは十四山スポーツセンター及び三ツ又池公園周辺の開催ということで、21年度より現会場で実施している。

最近シャトルバスも運行し、海南こどもの国で同日開催している金魚日本一大会とも連携を可能にしており、現在の会場で定着してくれていると考えている。

より多くの市民が一堂に集うことのできる現会場で今後とも開催していきたい。